

4-2 平等権と、関連の問題 <基礎編>

差別は克服されているのだろうか？

法の下 の平等

基本的人権は人間が人間として生まれながらにしてもっている権利であり【①】、人間が互いに平等であるということを含んでいる。従って、すべての人間は平

等に尊重されなければならない。

但し、ここに言う「法の下での平等」は、人間として人権が平等に保障されるという意味である。現実には生きている私たちは外面的にも内面的にも決して同じではない。能力や素質に恵まれている者もそうでない者もいる。

「法の下での平等」は、それら現実の違い（個性）を否定するものではない。たとえどんなに個性の違いがあっても、人間として基本的人権を保障される存在としては同一に扱われなければならないという意味である。

しかし明治憲法では「法の下での平等」は十分には認められていなかった。例えば女性は成人しても半人前とされ、選挙権も与えられていなかった。

これに対して日本国憲法第14条は、人種・信条・性別・社会的身分などによる差別を否定した。この条項は、政治や経済、社会などにみられる差別を基本的人権の尊重の原則から改めていくうえで非常に大切な役割を果たしている。また両性の平等（24条）や選挙権に関する定め（15条）は、平等権をあらためて確認した規定で、明治憲法にはなかったものである。

平等を実現 する諸制度

戦後、「法の下での平等」を実現するため、戦前の法律が改正されたり、新しい法律が制定されたりした。たとえば男女平等を実現するため民法が全面的に改正された。また戦後つくられた教育基本法によって教育の機会均等、男女共学、家庭科の男女必修化が図られ、男女雇用機会の均等化・男女同一賃金の原則・育児休業の平等取得化も少しずつではあったが認められていった。（男女雇用機会均等法・労基法・育児休業法）。さらには外国人との間に生まれた子どもの国籍について、父系優先血統主義から父母両系血統主義へ変更された（国籍法）。女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、障害者の権利に関する条約も締結された。

今も残る差別や不平等

このように平等の実現は少しずつ前進しているが、それでもなお私たちの周囲には、多くの差別問題が残っている（→標準編）。平等権の実現に向け、一人ひとりが積極的な努力を日常的に地道におこなっていくことが大切である。

①「生まれながらにもっている」とは、「人間として生まれたときに既にもっている」という意味である。生まれたあとで何らかの手続きに基づいて誰かが与えるのではなく、人間として生まれたというだけの理由で与えられるということである。

コメント [Tt1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p118

コメント [Tt2]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p118